（廃棄物取扱主任者の選任等）

第二十二条　法第五十一条の二十第一項の規定による廃棄物取扱主任者の選任は、事業所ごとに行うものとする。

2　法第五十一条の二十第一項の原子力規制委員会規則で定める資格は、法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状又は法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有することとする。

3　法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（核物質防護規定）

第二十二条の二　法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～十八　略］

2　［略］

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第二十二条の三　法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2　［略］

（核物質防護管理者の選任等）

第二十二条の四　法第五十一条の二十四第一項の規定による核物質防護管理者の選任は事業所ごとに行うものとする。

2　法第五十一条の二十四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の要件）

第二十二条の五　法第五十一条の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

［一～三　略］

（廃止措置として行うべき事項）

第二十二条の六　法第五十一条の二十四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、廃棄物埋設地の附属施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄、第十三条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡し及び廃棄物埋設地の所在等を示す措置の実施とする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第二十二条の六の二　法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～七　略］

（廃棄物取扱主任者の選任等）

第二十二条　法第五十一条の二十第一項の規定による廃棄物取扱主任者の選任（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに行うものとする。

2　法第五十一条の二十第一項の原子力規制委員会規則で定める資格（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状又は法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有することとする。

3　法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本一通とする。

（核物質防護規定）

第二十二条の二　法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～十八　同上］

2　［同上］

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第二十二条の三　法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、毎年一回行うものとする。

2　［同上］

（核物質防護管理者の選任等）

第二十二条の四　法第五十一条の二十四第一項の規定による核物質防護管理者の選任（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は事業所ごとに行うものとする。

2　法第五十一条の二十四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の要件）

第二十二条の五　法第五十一条の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるものとする。

［一～三　同上］

（廃止措置として行うべき事項）

第二十二条の六　法第五十一条の二十四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置のうち第二種廃棄物埋設の事業に係るものは、廃棄物埋設地の附属施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第十三条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第二十二条の六の二　［同上］

［一～七　同上］